



日本酸素ホールディングス

2023年版

日本酸素HDグループ 団体保険制度

団体割引
20%

傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険、所得補償保険、個人賠償責任保険、弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

【傷害総合保険・弁護士費用総合補償特約にご加入の皆さまへ】

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、携行品損害補償および弁護士費用補償の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

ライフステージに応じた モデルプランもご用意しています



© JAPAN-DA

1
ページへ



仕事中・スポーツ中・地震によるケガ、国内や海外旅行先での身の回り品の破損・盗難などに。

「ケガ」「携行品」に備える

傷害保険
(ケガの補償)

5・6
ページへ



社会人は体が資本。万一、病気で入院してしまった時は医療費の心配なく回復に専念するために。

「病気」「がん」による入院・手術・ 退院後通院・先進医療に備える

医療保険
(病気の補償)

7・8
ページへ



突然の病気やケガ、精神障害で長期入院。所得が無くてもスマホ代・光熱費は払わないと…

「病気」「ケガ」「精神障害」「地震」 による就業不能に備える

所得の補償

9
ページへ



自転車運転中に他人にケガを負わせてしまった。飼い犬が他人に噛みついたなど

日常生活における法律上の 損害賠償(受託品を含む)に備える

日常生活
の賠償

9
ページへ



歩行中に自転車に衝突された。相続で兄弟ともめているなど

法的トラブルに 巻き込まれたときに備える

弁護士費用
の補償

10
ページへ

お申込締切日は、2022年12月1日(木) 大陽日酸アソシエイツ必着

- 保険契約者：日本酸素ホールディングス株式会社
- 保険期間：2023年1月1日午後4時から1年間
- 加入対象者：日本酸素ホールディングス株式会社およびグループ会社の役職員
- 被保険者：日本酸素ホールディングス株式会社およびグループ会社の役職員またはご家族
- 給与控除開始：2023年3月給与から毎月控除
- 申込締切日：2022年12月1日(木)
- 取扱代理店：大陽日酸アソシエイツ株式会社

お問い合わせ先・事故ご連絡先

補償内容や事故による保険金ご請求のお問い合わせ等は、大陽日酸アソシエイツ株式会社まで、お気軽にご相談ください!

TEL : 03-5788-8600

メール : u325004@tn-sanso.co.jp

〒142-0062 東京都品川区小山1-3-26

お気軽にお問い合わせ
ください



加入依頼書・被保険者健康告知書は、大陽日酸アソシエイツ株式会社まで、ご提出ください。

おすすめ

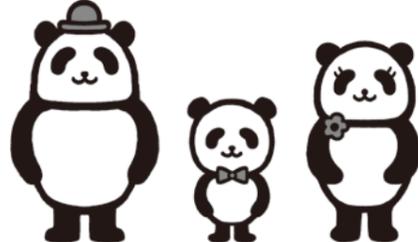
モデルプラン (ご加入例)



単身の方は



ご結婚されている方は



ご家族で

1 傷害保険

個人コース
N1型 1,160円

+

夫婦コース
C1型 1,590円
※本人の配偶者についても保険の対象となります。

+

家族コース
K1型 2,540円
※本人の配偶者やその他親族、本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子も保険の対象となります。

+

2 医療保険

エコノミー
5型 490円
(26歳の場合)

+

エコノミー
本人 5I型 640円
(33歳の場合)
&
乳がんなどの外来治療に備えて
エコノミー
配偶者 5GI型 670円
(30歳の場合)

+

スタンダード
本人 10I型 1,460円
(44歳の場合)
エコノミー
配偶者 5GI型 730円
(39歳の場合)
エコノミー
お子さま 5GI型 430円
(10歳の場合)
※お子さまは0歳からご加入いただけます。

+

3 所得補償

S型5口 370円
(26歳の場合)

+

本人 S型10口 910円
(33歳の場合)

+

本人 S型10口 1,420円
(44歳の場合)

+

4 個人賠償

B1型 170円

+

B2型 180円

+

B2型 180円

+

5 弁護のちから

V1型 540円

+

本人 V1型 540円
配偶者 V1型 540円

+

本人 V1型 540円
配偶者 V1型 540円

+

月払保険料

2,730円

ご夫婦で
5,070円

ご夫婦とお子さま1名で
7,840円

ご加入手続きについて

加入依頼書セットは、加入依頼書パーツ(5枚)と告知書パーツ(3枚)で構成されていますので、「告知書パーツ」と「加入依頼書パーツ」を切り離して使用くださるようお願いいたします。

おすすめプラン (加入依頼書・表紙裏面) について

被保険者名	傷害保険 (ケガの補償)	オプション (傷害のための補償)	医療保険 (病気のための補償)	所得補償保険 (所得のための補償)	個人賠償責任保険 (日常生活のための補償)
損保 太郎 様	ケガによる入院・手術を補償します。 詳細はパンフレットを確認ください	K3型 4,860円	病気による入院・手術を補償します。 ※新規加入の場合と加入口数が増やす場合は、添付の告知書を出してください	5型 710円	
<前年ご加入内容>		K2型 3,630円			
併償のちから (弁護士費用の補償)					
					おすすめプラン
					前年同水準プラン

現在ご加入いただいている方のみ前年同水準プランに印字があります。

加入・未加入にかかわらず、おすすめプランを打ち出しています。

前年同水準プランを打ち出しています。

加入依頼書 (加入依頼書パーツ・2枚目) の記入例

住所・氏名(漢字)・生年月日をご記入・ご署名(フルネーム)ください。

合計保険料

ご希望タイプに○を、または変更内容をご記入、ご署名のうえ、ご提出ください。

「医療保険」「所得補償保険」に新規ご加入、型変更・増口の場合は、被保険者健康告知書を必ずご提出ください。

告知書(4)でご回答が「はい」の場合は該当する疾病群(A~I群)のアルファベットを記入してください。

全部脱退→「脱退」に○をつけ、ご捺印(シャチハタ可)のうえ、必ずご提出ください。

加入依頼書は被保険者1名につき1枚です。複数枚になる場合は、必ず「前頁の続き」欄に○を付けてセットでご提出ください。

前年と同じ型でご継続

▶加入依頼書のご提出は不要です。

新規加入・型変更

▶ご希望タイプに○を、または変更内容をご記入、ご署名のうえ、ご提出ください。
※新・団体医療保険・所得補償保険の新規加入・型変更・増口の場合は、告知書も必ずご提出ください。

全部脱退

加入依頼書下欄の「脱退」欄に○をつけ、ご捺印のうえ、必ず、ご提出ください。

●申込締切日：2022年12月1日(木)
●加入依頼書・被保険者健康告知書を申込締切日必着で「大陽日酸アソシエイツ株式会社」まで、ご提出ください。

医療・所得に新規・型変更・増口加入の方は必ず告知書提出が必要です

被保険者健康告知書(告知書パーツ・2枚目)の記入例

「医療保険」の告知事項

「所得補償保険」の告知事項

疾病・症状一覧表

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・団体用医療保険「健康状態に関する告知書」 19.10

この告知書は加入依頼書の一部となります。お申込みの際は、必ず加入依頼書と告知書をあわせてご記入ください。

証券番号 912213L057

加入者番号

<重要>
1. ★の項目は「告知事項」です。記入内容が事実と相違した場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので正確にご記入ください。
2. 告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。ご加入いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

告知事項は、被保険者本人自らご記入、ご署名ください。

告知書のご提出が必要方
○新規に所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・団体用医療保険にご加入される方
○傷害保険・賠償責任保険等に新たにご加入される方
○継続して上記保険種別にご加入される方のうち、次のいずれかに該当の方
(1)ご加入の保険金額を増額される方、口数を増やされる方
(2)疾病(がんおよび介護)により、要する補償の特約の追加・削除によって補償範囲が拡大される方
(3)対象期間、支払限度日数を延長される方
(4)支払対象外期間を短縮される方、免責金額(自己負担額)を引き下げられる方
○継続してご加入される方で前年と加入内容に変更がない方は、ご記入、ご署名は不要です。

告知事項は、被保険者本人自らご記入、ご署名ください。
(代理告知)
○団体用医療保険では被保険者が15歳未満の場合は、親権者がご記入、ご署名ください。
○団体用医療保険・所得補償保険(家事従事者特約セット)では、申込人(加入者)ご本人以外のご家族(配偶者、子供、同居の家族(兄弟姉妹、親族))が加入される場合は、加入されるご家族に代わって申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認の上、ご記入、ご署名することができます。

本告知事項は、私自ら記入したものであり、事実と相違ありません。事実と相違していた場合は、ご契約が解除となり、保険金の支払いを受けられなくなったりも異議を申し立てません。また、「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」の内容について確認・同意し、ならびに告知書の告知事項の裏面に記載の「告知事項の個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、損保ジャパン日本興産が必要範囲において個人情報を取得・利用・提供することに、申込人(加入者)、告知者、被保険者(保険の対象となる方)とも同意します。
<所得補償保険、家事従事者特約セットの場合>また、家事従事者特約の被保険者は、主として被保険者の家庭において家事・掃除・洗濯および育児等の家事(家事従事者)であることに相違ありません。家事従事者でなくなった場合は、ただちに、通知します。上記に相違していた場合は、ご契約が解除となり、保険金の支払いを受けられなくなったりも異議を申し立てません。

<1> 告知者(被保険者ご本人または代理告知者)が、被保険者(保険の対象となる方)名・告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

被保険者番号/被保険者名	1 損保 太郎	2 損保 花子	3 損保 一郎	4
告知日	令和 4 年 00 月 00 日	令和 4 年 00 月 00 日	令和 4 年 00 月 00 日	令和 年 月 日
告知者署名	損保 太郎 (代理告知の場合) 被保険者との関係	損保 太郎 (代理告知の場合) 夫	損保 太郎 (代理告知の場合) 子供	(代理告知の場合) 被保険者との関係
加入する保険種類	所得補償 7074 団体長期障害特約 7002 団体用医療保険 7193			
疾病・症状*	胃かいよう			

※下記<2>の(4)で「はい」の方は、<3>をご確認のうえ、「疾病・症状一覧表」の該当する疾病・症状のすべてを「疾病・症状」欄にご記入ください。
(注)上記にご記入いただいた疾病・症状が1欄の疾病・症状に含まれると損保ジャパン日本興産が判断するものについては、ご記入いただけない場合があります。また1欄のいずれかの群の疾病・症状に含まれると損保ジャパン日本興産が判断するものについては、その群に該当する項目のみにご記入いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<2> 下記の質問事項にご回答ください。(<1>の被保険者番号に対応する欄にご記入ください。) 「はい」の方は方印に「はい」を記入してください。質問事項へのご回答がすべて「はい」であれば、特別な条件を付せずにご加入いただけます。ご記入いただく質問事項が異なります。○印のある質問事項にご回答ください。

質問事項	1	2	3	4	ご確認・ご記入いただく事項
(1) 告知日現在、お仕事に就かれていない、またはお仕事(所得補償保険 家事従事者特約セットの場合)に「所得補償保険」にご加入の方のみご回答ください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方はご加入いただけません。
(2) 告知日現在、入院中ですか。または告知日以降に入院もしくは手術の予定がありますか。 ※医師からすすめられている場合や経過を待っている場合を含みます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方はご加入いただけません。
(3) 告知日から過去2年以内に、下記の「疾病・症状一覧表」に記載の疾病・症状により医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。(※1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方はご加入いただけません。
(4) 告知日から過去2年以内に、下記の「疾病・症状一覧表」に記載の疾病・症状により医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。(※1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方は下記<3>の「疾病・症状一覧表」II欄に該当する疾病・症状すべてを上記<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。
(5) 「がん」のみとする特約(※2) がん外来治療保険金対象の型(10G・10GI・5G・5GI)にご加入の方のみご回答ください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方はご加入いただけません。
(6) 介護一時金支払特約、親孝行一時金支払特約、経度認知障害一時金支払特約のいずれかをセットする場合はご回答ください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方はご加入いただけません。
(7) 経度認知障害一時金支払特約をセットする場合はご回答ください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方はご加入いただけません。
(8) 女性の方のみご回答ください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「はい」の方はご加入いただけません。

質問事項(6)、(7)はご回答は不要です

<3> <2>の(4)で「はい」の方は「疾病・症状一覧表」をご確認のうえ、上記<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、これらの疾病・症状名に該当する不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

疾病群	I 欄	II 欄
A群 胃・腸の病	I欄に該当する方はご記入いただけません。	II欄に該当する方はご記入いただけます。
B群 肝臓・胆のうすい臓の病	I欄に該当する方はご記入いただけません。	II欄に該当する方はご記入いただけます。
C群 腎臓・泌尿器の病	I欄に該当する方はご記入いただけません。	II欄に該当する方はご記入いただけます。
D群 気管支・肺の病	I欄に該当する方はご記入いただけません。	II欄に該当する方はご記入いただけます。

<4> <3>でII欄に該当がある方は以下の特別な条件が付ききます。

*該当する疾病群により、以下の特別な条件が付ききます。補償対象外とする疾病等が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間	セットされる条件
該当する疾病群に属するすべての疾病 ※例えばA群を補償対象外としてご加入した場合、変換記載の疾病に関わらず、B群の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間	特定疾病等対象外条件

継続してご加入される方は、上記のほか、加入依頼書の「補償対象外とする疾病」欄記載の群に属するすべての疾病等については、全保険期間補償対象外となります。

告知事項は被保険者本人(保険の対象となる方)が自ら記入してください。
※ただし、「医療保険」において、ご本人(申込人)のご家族(配偶者、子供、同居の家族(両親、兄弟姉妹、親族))の方が被保険者となる場合は、ご家族に代わってご本人が記名・署名することができます。

被保険者番号に応じた欄に記載ください。

注! ご記入いただいた内容を訂正・削除する際は二重線で抹消し、上から訂正印をお願いします。

告知質問事項(4)で「はい」の方は、下記の「疾病・症状一覧表」から該当する疾病・症状をすべてご記入ください。
告知質問事項(3)で「はい」の方は、新規加入、型変更、増口はできません。

「医療保険」「所得補償保険」に新規で加入、型変更・増口の場合は、告知書に、必ずご記入ください。
※詳細は、告知書パーツ1枚目裏面の記入例をご参照いただくか、大陽日酸アンソシエイツまでお問い合わせください。

がん外来治療保険金支払特約セットの型(10G型・10GI型・5G型・5GI型)に新規で加入、型変更・増口の方のみご回答ください。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

<お引受けについて>

- 「I欄に該当がある方」: この保険はご加入いただけません。
- 「I欄以外に該当がある方」: 該当する疾病群全部を補償対象外としてご加入いただけます。
※本一覧表に記載がない疾病・症状の疾病群は、Z群となります。

1 傷害保険(ケガの補償)

傷害総合保険

保険期間1年間 職種級別A級 団体割引20%

傷害保険は「ケガ」を補償する保険です。

「病気」による入通院の補償については、「新・団体医療保険」にご加入ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P14~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

傷害基本補償

お仕事中、スポーツ中、家事など国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
地震・噴火またはこれらによる津波などの天災によるケガも補償します。



仕事中のケガ やけど スポーツ中のケガ 地震によりケガをした

携行品の損害

国内外を問わず、外出先で、身の回り品が破損や盗難などにより損害を被った場合に補償します。
※コンタクトレンズ・眼鏡は補償の対象となりません。



歩いている間にバッグを盗まれてしまった ゴルフクラブが折れた

特定感染症

特定感染症^(※)にかかった場合も補償します。
*個人コース・入通院のみプラン「N1型」にはセットされません。
(※)特定感染症の詳細は「この保険のあらまし」以降を参照ください。



O-157に感染して入院してしまった

保険期間1年間
職種級別A級
団体割引20%
天災危険補償特約
特定感染症危険補償特約

	家族コース			夫婦コース			
	入院充実 K3型	スタンダード K2型	エコノミー K1型	入院充実 C3型	スタンダード C2型	エコノミー C1型	
本人	死亡・後遺障害	300万円	300万円	200万円	300万円	300万円	200万円
	入院保険金日額	6,000円	4,000円	2,000円	6,000円	4,000円	2,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合：入院保険金日額の5倍			入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合：入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	2,000円	1,500円
配偶者	死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額	6,000円	4,000円	2,000円	6,000円	4,000円	2,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合：入院保険金日額の5倍			入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合：入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	2,000円	1,500円
親族	死亡・後遺障害	80万円	80万円	80万円	—	—	—
	入院保険金日額	4,000円	3,000円	2,000円	—	—	—
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合：入院保険金日額の5倍			—		
	通院保険金日額	2,000円	1,500円	1,000円	—	—	—
携行品損害	20万円(自己負担額1事故につき3,000円)			20万円(自己負担額1事故につき3,000円)			
月払保険料	4,860円	3,630円	2,540円	3,150円	2,300円	1,590円	

※家族コースの場合、被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)についても保険の対象となります。夫婦コースの場合、被保険者本人の配偶者についても保険の対象となります。被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ、損害の原因となった事故発生時によるものをいいます。

個人コース

	入院充実 3型	スタンダード 2型	エコノミー 1型
入院充実	300万円	300万円	200万円
スタンダード	6,000円	4,000円	2,000円
エコノミー	3,000円	2,000円	1,500円
手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合：入院保険金日額の5倍		
通院保険金日額	—	—	—
死亡・後遺障害	—	—	—
入院保険金日額	—	—	—
手術保険金	—	—	—
通院保険金日額	—	—	—
携行品損害	20万円(自己負担額1事故につき3,000円)		
月払保険料	1,820円	1,370円	930円

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり同特約の内容に従いお支払いの対象となります(葬祭費用は、補償の対象ではありません。)

オプションプラン

※オプションプランのみでのご加入はできません。

～賃貸住宅にお住まいのみなさまへ～

火災保険にご加入されていますか?? このオプションは安い保険料でもしものときを補償するとてもお得なプランです!!!

借家人賠償責任補償特約

借用・使用する借戸室(日本国内のみ)を火災・破裂・爆発により損壊した場合の法律上の損害賠償責任を補償します。



修理費用補償特約

借戸室が火災、落雷、破裂、爆発、外部からの物体の落下・飛来、盗難等により損壊し、自己の費用で修理した場合に、その修理費用に対して、保険金をお支払いします。



保険期間1年間 団体割引20%

借家人賠償責任	1,000万円
修理費用補償	300万円 (自己負担額1事故につき3,000円)
月払保険料	270円

※詳しくは14ページ以降をご参照ください。

個人コース

入通院のみ充実プラン N1型

保険期間1年間
職種級別A級
団体割引20%
天災危険補償特約

本人	入院保険金日額	5,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合：入院保険金日額の5倍
	通院保険金日額	3,000円
月払保険料		1,160円

入通院のみ充実プラン

2 医療保険(病気の補償)

医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

新・団体医療保険(疾病のみ補償プラン)

日本国内・国外を問わず、病気による入院および退院後通院・手術保険金を補償します。

※退院後通院は、継続して4日を超えた入院が条件でのお支払いとなります。



保険期間1年間
団体割引20%

スタンダード

10型 10I型 10G型 10GI型

入院保険金日額	10,000円(日帰り入院*OK 支払対象外日数0日/支払限度日数180日)				
退院後 通院保険金日額	6,000円(継続して4日を超えて入院し、退院した後の通院が対象/支払限度日数90日)				
手術保険金	入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合:入院保険金日額の5倍				
がん外来治療保険金日額	—	—	7,000円	7,000円	
先進医療等費用	—	500万円	—	500万円	
満年齢区分別月払保険料	0歳-24歳	720円	770円	730円	780円
	25歳-29歳	970円	1,020円	990円	1,040円
	30歳-34歳	1,160円	1,210円	1,210円	1,260円
	35歳-39歳	1,280円	1,330円	1,340円	1,390円
	40歳-44歳	1,410円	1,460円	1,530円	1,580円
	45歳-49歳	1,750円	1,800円	1,920円	1,970円
	50歳-54歳	2,240円	2,290円	2,510円	2,560円
	55歳-59歳	3,370円	3,420円	3,760円	3,810円
60歳-64歳	4,530円	4,580円	5,180円	5,230円	
65歳-69歳	6,810円	6,860円	7,640円	7,690円	

*日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
 ・保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
 ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。
 ・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 ・新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。
 ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 ・新・団体医療保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年8月現在)

保険期間1年間 団体割引20%

新・団体医療保険は「病気」を補償する保険です。「ケガ」による入通院の補償については、『傷害総合保険』にご加入ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらし」以降(P14~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規・型変更の方へ
告知書提出
してください。



- 健康告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 保険始期時点ですでに病気で医師の治療を受けていたり、医師の指示で薬を飲んでいたりした場合、その病気については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 加入年齢に制限がありますのでご注意ください。
新規加入の場合は保険始期日時点で満年齢69歳までの方が対象となります。
継続加入の場合は保険始期日時点で満年齢79歳までの方が対象となります。
- 他の保険契約等がある場合は、ご加入時にお申し出ください。他の保険契約等とあわせて、入院日額は15,000円・通院日額は10,000円が限度(がん保険を除きます。)となります。
- 告知の大切さについてのご説明
・告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。
・告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険期間1年間
団体割引20%

エコノミー

5型 5I型 5G型 5GI型

入院保険金日額	5,000円(日帰り入院*OK 支払対象外日数0日/支払限度日数180日)				
退院後 通院保険金日額	3,000円(継続して4日を超えて入院し、退院した後の通院が対象/支払限度日数90日)				
手術保険金	入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術の場合:入院保険金日額の5倍				
がん外来治療保険金日額	—	—	3,500円	3,500円	
先進医療等費用	—	500万円	—	500万円	
満年齢区分別月払保険料	0歳-24歳	370円	420円	380円	430円
	25歳-29歳	490円	540円	500円	550円
	30歳-34歳	590円	640円	620円	670円
	35歳-39歳	650円	700円	680円	730円
	40歳-44歳	710円	760円	770円	820円
	45歳-49歳	880円	930円	970円	1,020円
	50歳-54歳	1,130円	1,180円	1,270円	1,320円
	55歳-59歳	1,690円	1,740円	1,890円	1,940円
60歳-64歳	2,270円	2,320円	2,600円	2,650円	
65歳-69歳	3,420円	3,470円	3,840円	3,890円	

(注1) 継続加入される方で満70歳-79歳の方の保険料については取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。
 (注2) お支払いいただいた保険料のうち医療に関する補償部分については介護医療保険料控除の対象となります。(2022年8月現在)
 ※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出より行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

3 所得の補償 所得補償保険

新規・増口加入の方へ
告知書提出
してください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P14~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

突然の病気・ケガによる就業不能中の所得を補償する保険です。国内・国外を問わず24時間補償します。



病気による入院



ケガによる入院



医師の指示による自宅療養

天災危険補償特約・精神障害補償特約セット
保険期間1年/対象期間1年
支払対象外期間7日/職種別1級
団体割引20%/無事故戻しなし

月額保険金額(支払対象外7日間)	S型 15口	S型 10口	S型 5口
18歳-19歳	660円	440円	220円
20歳-24歳	975円	650円	325円
25歳-29歳	1,110円	740円	370円
30歳-34歳	1,365円	910円	455円
35歳-39歳	1,710円	1,140円	570円
40歳-44歳	2,130円	1,420円	710円
45歳-49歳	2,535円	1,690円	845円
50歳-54歳	2,940円	1,960円	980円
55歳-59歳	3,105円	2,070円	1,035円
60歳-69歳	3,270円	2,180円	1,090円

・保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。
・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
※所得補償保険は、介護医療保険料控除の対象になります。(2022年8月現在)

■告知の大切さについてのご説明
・告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。
・告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

4 日常生活の賠償 個人賠償責任保険

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P14~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

都道府県によっては自転車利用者に条例で賠償責任保険の加入が義務化されています。 ※他の保険契約等でご加入の場合は補償が重複する場合があります。

日常生活における法律上の損害賠償を補償します。



自転車運転中に他人にケガを負わせてしまった



レンタルしたカメラを壊した

保険期間1年 団体割引20%	B1型	B2型
保険金額	1億円(自己負担額なし)	2億円(自己負担額なし)
月払保険料	170円	180円

5 弁護のちから(弁護士費用の補償) 弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降(P14~)に記載されていますので、必ずご参照ください。

“弁護のちから”が支える5つのトラブル 次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

当事者のトラブルの
被保険者ご本人
お子さま

次の1~3の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

1 人格権侵害(※2)
●子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
●昔の交際相手からストーカー行為をされている。
●ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
●電車で痴漢被害を受けた。



2 被害事故
●路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
●インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



3 借地・借家
●賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
●アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
●借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



当事者のトラブルの
被保険者ご本人

次の4~5の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関する調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

4 遺産分割調停
●兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
●母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



5 離婚調停(※3)
初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。
●夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
●子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠️ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

✖️ 右記のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。
●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
●医療ミスによる被害事故に関するトラブル
●騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
●借金の利息の過払金請求に関するトラブル
●顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。 国内補償(※)

1 法律相談費用保険金
弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。
■保険金額(保険期間1年間につき)
通算 **10万円** 限度
■お支払いする保険金の額
1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) **1,000円**

2 弁護士委任費用保険金
弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。
■保険金額(保険期間1年間につき)
通算 **100万円または200万円** 限度
■お支払いする保険金の額
1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合10%)

保険期間1年間 団体割引20%	V1型	V2型
①法律相談費用保険金(自己負担額1,000円)	通算10万円限度	通算10万円限度
②弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%)	通算100万円限度	通算200万円限度
月払保険料	540円	640円

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。
⚠️ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。
次ページも必ずご確認ください。

あなた自身や大切なお子さまが 法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？



あなたの日常にも潜んでいます！現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合

78.9%

■いじめを認知した学校数

全学校数のうち約8割がいじめを認知しています！また、1校当たりの認知件数は14.1件に上ります！

こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、誠実な対応をしてくれない

相手の親とうまく話せるか不安…

もし私たちのちからになってくれるものがあったら…

出典：令和2年文部科学省初等中等教育局児童生徒課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

ストーカー被害

ストーカー事案の相談等

ストーカー事案は6年連続2万件を超えています。

昔の交際相手からストーカー行為をされている

自分だけで相手を前にして話すのはこわい…

どうしたらいいかわからずパニックになってしまいそう

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

他にも

- SNSによる誹謗中傷
- インターネット通販詐欺
- 通り魔被害
- 痴漢被害
- など

お支払事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 1万円

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 36万9,000円をお支払い

お支払事例②(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車で衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 1万円

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 50万円
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **45万円**

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎりません。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P.14「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
(注2) 弁護士費用補償における補償の重複については、P.23をご確認ください。

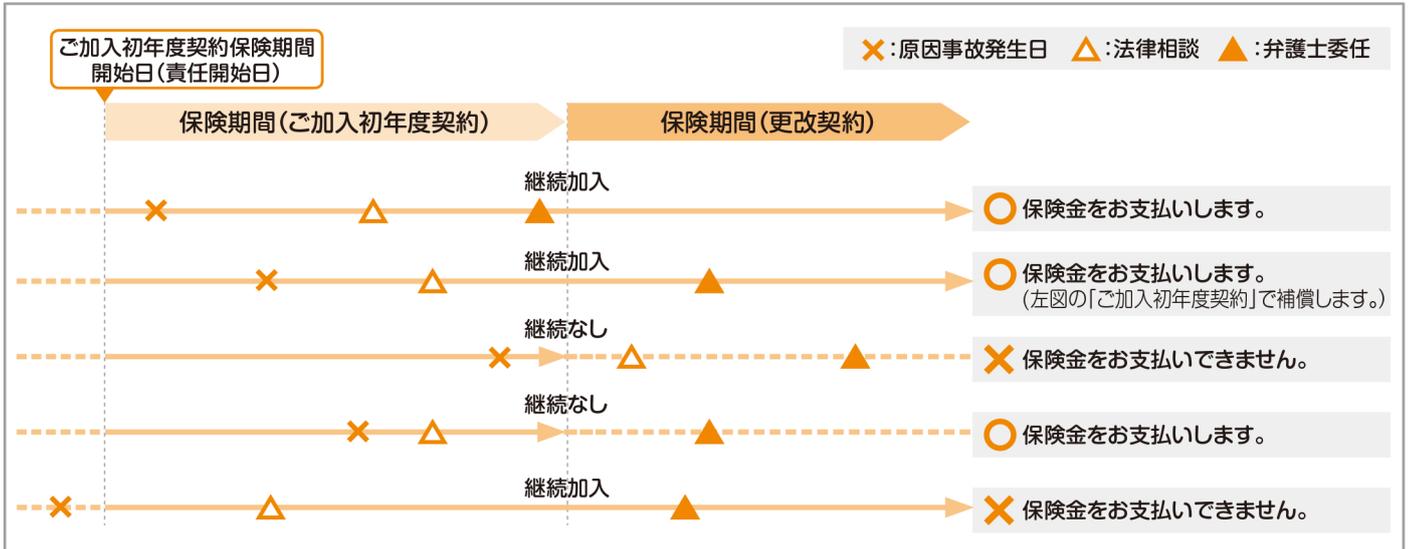
日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

そのような声にこたえて、**弁護のちから**が
あなたの生活を守ります!!

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入にあたっての重要事項のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み

①「傷害保険（ケガの補償）」傷害総合保険

この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
※オプションプランの借家人賠償責任補償特約、修理費用補償特約のみでのご加入はできません。

②「医療保険（病気の補償）」新・団体医療保険

この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等各種特約をセットしたものです。

③「所得の補償」所得補償保険

この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

④「日常生活の賠償」個人賠償責任保険

この商品は賠償責任保険普通保険約款に個人特約等をセットしたものです。

⑤「弁護のちから（弁護士費用の補償）」

この商品は団体総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約をセットしたものです。

■保険契約者：日本酸素ホールディングス株式会社

■保険期間：2023年1月1日午後4時から1年間となります。 ■申込締切日：2022年12月1日（木）

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：日本酸素ホールディングス株式会社およびグループ会社の役職員

●被保険者：日本酸素ホールディングス株式会社およびグループ会社の役職員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護のちから（弁護士費用の補償）にご加入になる場合は未成年者を除きます。

①「傷害保険（ケガの補償）」傷害総合保険

【家族コース】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【夫婦コース】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【個人コース】被保険者本人のみが保険の対象となります。

②「医療保険（病気の補償）」新・団体医療保険

被保険者本人のみが保険の対象となります。（新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。）

③「所得の補償」所得補償保険

被保険者本人のみが保険の対象となります。（ただし、満18歳以上満69歳以下の有職者の方が対象となります。）

④「日常生活の賠償」個人賠償責任保険

次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。

①本人（記名被保険者） ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりあります。）。ただし、本人に関する事故にかぎりあります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりあります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりあります。

なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

⑤「弁護のちから（弁護士費用の補償）」

被保険者本人が保険の対象となります。（人格権侵害、被害事故、借地・借家のトラブルについては、加入した方が親権を有する、未成年の子も対象となります。）（ただし、満79歳までの方が対象となります。）

●お支払方法：2023年3月分給与から毎月控除となります。（12回払）

●お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の大陽日酸アソシエイツ株式会社までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」*2をご提出いただきます。 ※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

*1 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は、大陽日酸アソシエイツ株式会社までお問い合わせください。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、大陽日酸アソシエイツ株式会社までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】〈続き〉

①「傷害保険(ケガの補償)」傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

※特定感染症を原因とする食中毒につきましては、特約の内容に従いお支払いします。(個人コース入院通院のみプランN1型は、除きます。)

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」についてご説明します。

●「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

●「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<p>死亡保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技・競争・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	
	<p>入院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	
	<p>手術保険金</p> <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)</p> <p style="text-align: center;"><外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	<p>通院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	
<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】</p> <p>特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症^(※2)をいいます。2022年8月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p> <p>(※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。</p>		

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>物の損害の補償</p> <p>携行品損害 (国内外補償) (注)</p>	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■ 動物、植物等の生物 ■ 自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■ 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■ 漁具 ■ 預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など 	<ol style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 欠陥 ⑦ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨ 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩ 置き忘れ^(※)または紛失 ⑪ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫ 楽器の音色または音質の変化 など <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>賠償責任</p> <p>借家人賠償 (国内のみ補償) (注)</p>	<p>日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※) 被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 借戸室の貸借名義人が被保険者と異なる場合はその貸借名義人 ② ①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 故意 ② 心神喪失による損害 ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦ 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など
<p>費用の補償</p> <p>修理費用 (国内のみ補償) (注)</p>	<p>以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅(日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。)に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づき、自己の費用で現実的にこれを修理したときは、修理費用(借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。)に対して、修理費用の額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。)。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災(豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等)をいいます。)による損害を除きます。 ⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ ⑥ 騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦ 風災、雹(ひょう)災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎります。 ⑧ 盗難(強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 ③ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)等 ④ 地震、噴火またはこれらによる津波 など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】〈続き〉

用語のご説明

●先進医療

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

●治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

●通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることを

いいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

●入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●親族

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

●未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●免責金額

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

②「医療保険(病気の補償)」新・団体医療保険

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院 保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p style="text-align: right;">など</p>
疾病 疾病手術 保険金	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;">＜入院中に受けた手術の場合＞ 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 10 (倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5 (倍)</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病退院後 通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額 = 疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p>	<p>〈前ページより続きます。〉</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん	がん 外来治療 保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。</p> <p>なお、がん入院保険金をお支払いすべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">がん外来治療保険金の額 = がん外来治療保険金日額 × 外来治療を受けた日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。） ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p>

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等 費用保険金 (注)		<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセッしない場合） ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

●特定疾病等対象外特約について

・告知書で告知していた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中で削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合

など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

●がん

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

●がんと診断確定された時

医師または歯科医師^(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。

(※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。

●疾病(病気)

傷害以外の身体の障害をいいます。

●傷害(ケガ)

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

●責任開始日(がん)

ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。

●通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

●通院責任期間

1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。

●外来治療(がん)

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

●入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。

●1回の入院

入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病

を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。

●先進医療

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

●放射線治療

次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為^(※)。ただし、血液照射を除きます。

②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

●治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

③「所得の補償」所得補償保険

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>所得補償保険(基本補償)(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(※1)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} \div \text{月数}^{(※3)}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>〈次ページに続きます。〉</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など</p> <p>● 次の事由による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑩妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>〈次ページに続きます。〉</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険（基本補償）（*） (前ページと同様です。)	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <p>(注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

● 特定疾病等対象外特約について

・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合は、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合

など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

用語のご説明

● 疾病（病気）

傷害以外の身体の障害をいいます。

● 支払対象外期間

就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。

(※) 骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。

● 就業不能

身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院^(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

(※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。

● 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。

(※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。

用語のご説明(続き)

●**傷害(ケガ)**

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

●**所得**

加入依頼書等記載の職業または職務を遂行

することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

●**身体障害**

傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といえます。
(※) 骨髄採取手術を含みます。

●**身体障害を被った時**

次の①または②のいずれかの時をいいます。
①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。

②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。

(※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。

●**対象期間**

支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保

険金のお支払いの対象となります。

(※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。

●**入院**

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。

●**平均月間所得額**

支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

④「日常生活の賠償」個人賠償責任保険

この保険は、被保険者(保険の対象となる方)が、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったこと等により電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。

(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(注3) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (国内外補償) (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③日本国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>【損害賠償金】 相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。)</p> <p>【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。)(ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。)</p> <p>【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など</p> <p>(※1) この特約における被保険者は、次のア. からカ. までのいずれかに該当する方となります。</p> <p>ア. 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)</p> <p>イ. 記名被保険者の配偶者</p> <p>ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>オ. 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりません。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</p> <p>なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (次ページに続きます。)</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 置き忘れ^(※2)または紛失 <p>〈次ページに続きます。〉</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
(前ページと同様です。)	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など <p>(※1) 次のアからウまでのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

- **未婚**
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- **免責金額**
支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
- **配偶者**
婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^(※1)および同性パートナー^(※2)を含みます。
(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。
(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
- **親族**
6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

⑤ 弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用 (注) 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 ① から ⑤ までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下 ①・②・⑤ のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、①・⑤ のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>① 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>② 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>③ 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>④ 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>〈次ページに続きます。〉</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 故意、重大な過失または契約違反 ② 自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧ 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨ 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 <p>〈次ページに続きます。〉</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】〈続き〉

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）（続き） 弁護士費用 + 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <p>5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律相談費用保険金</td> <td> 法律相談^(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額1,000円}$ </td> </tr> <tr> <td>弁護士委任費用保険金</td> <td> 弁護士委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合}10\%)$ </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 （※1）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 （※2）財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。 （※3）遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 （※4）同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 （※5）諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	法律相談費用保険金	法律相談 ^(※4) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額1,000円}$	弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※5) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合}10\%)$	<p>〈前ページより続きます。〉</p> <p>⑪ 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など （※）この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>前記 ① に該当する場合 ⑫ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬ 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯ 身体の美容または整形</p> <p>前記 ①・②・⑤ に該当する場合 ⑰ 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>前記 ①・⑤ に該当する場合 ⑱ 環境汚染 ⑲ 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳ 騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑ 電磁波障害</p> <p>前記 ③ に該当する場合 ㉒ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</p> <p>など</p>
	保険金種類	お支払いする保険金の額						
法律相談費用保険金	法律相談 ^(※4) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額1,000円}$							
弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※5) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合}10\%)$							

（注）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

●原因事故

法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。

トラブルの種類	原因事故の発生の時
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）
3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時

●財物

被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物（通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。）をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。

●財物の損壊

財物の滅失、汚損または損傷をいいます。

●調停等

調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。

●治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

●被保険者の未成年の子

被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。

用語のご説明(続き)

●弁護士

弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。

●法律相談

弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。

●保険金請求権者

弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。

●未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●親族

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は日本酸素ホールディングス株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

①「傷害保険(ケガの補償)」 傷害総合保険

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

②「医療保険(病気の補償)」 新・団体医療保険

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

* 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) < 続き >

- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)
 - ③今回はご加入いただけません。
 - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - (注1) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
 - (注2) がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
 - (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- 【がん外来治療保険金支払特約】**
- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うこととなります。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
 - がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

③「所得の補償」 所得補償保険

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
- 告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
 - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
 - ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)
 - ③今回はご加入いただけません。
 - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

④「日常生活の賠償」個人賠償責任保険

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

⑤「弁護のちから」弁護士費用総合補償特約

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

①「傷害保険(ケガの補償)」傷害総合保険

●加入依頼書等記載の被保険者ご本人の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業」

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●退職等により団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) <続き>

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

②「医療保険(病気の補償)」新・団体医療保険

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●退職等により団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

③「所得の補償」所得補償保険

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更させていただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●退職等により団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

- ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
- ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
- ③加入依頼書に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
- ④他の保険契約等がある場合 など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

④「日常生活の賠償」個人賠償責任保険

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●退職等により団体から脱退される場合は、必ず、ご加入の窓口にお申し出ください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

⑤「弁護のちから」弁護士費用総合補償特約

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

共通

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

②「医療保険(病気の補償)」新・団体医療保険

- がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

⑤「弁護のちから」弁護士費用総合補償特約

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

共通

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日・所得補償保険の場合は、就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、就業不能の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) ③「所得の補償」所得補償保険については、就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 保険金支払事由の内容・程度(身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度)等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しくは取扱代理店もしくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。

また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）＜続き＞

③「所得の補償」 所得補償保険

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

②「医療保険（病気の補償）」 新・団体医療保険、③「所得の補償」 所得補償保険

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

④「日常生活の賠償」 個人賠償責任保険

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

（注）示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

⑤「弁護のちから」 弁護士費用総合補償特約

●被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

共通

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

①「傷害保険（ケガの補償）」 傷害総合保険

●ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③「所得の補償」 所得補償保険

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

共通

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

①「傷害保険（ケガの補償）」 傷害総合保険

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

②「医療保険（病気の補償）」 新・団体医療保険、③「所得の補償」 所得補償保険

この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

④「日常生活の賠償」 個人賠償責任保険、⑤「弁護のちから」 弁護士費用総合補償特約

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

共通 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

①「傷害保険(ケガの補償) 傷害総合保険、②「医療保険(病気の補償) 新・団体医療保険、③「所得の補償」所得補償保険、④「日常生活の賠償」個人賠償責任保険、⑤「弁護のちから」弁護士費用総合補償特約

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

①「傷害保険(ケガの補償) 傷害総合保険

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

③「所得の補償」所得補償保険

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

①「傷害保険(ケガの補償) 傷害総合保険【家族コース・夫婦コースにご加入の方のみご確認ください】

被保険者の範囲についてご確認ください。

もう一度
ご確認ください



3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

共通 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 **大陽日酸アソシエイツ株式会社 保険営業部** 担当 小倉
〒142-0062 東京都品川区小山1-3-26
TEL:03-5788-8600 FAX:03-5788-8370 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 企業営業第七部第四課**
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL:03-3231-4147 FAX:03-3231-9895 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。